

新潟県社会人サッカー8人制交流戦 開催要項

(新潟県社会人サッカー8人制交流戦の運営)

第1条 新潟県社会人サッカー8人制交流戦(以下「交流戦」という)の運営は、新潟県社会人サッカー連盟(以下「社会人連盟」という)理事から選任される運営委員長を長とする運営委員会が行う。

(運営委員会)

第2条 本運営委員会には、次の役員を置くものとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 複数名(社会人連盟、シニア連盟、他外部団体より適宜で選任)

(交流戦の構成)

第3条 交流戦は、一般の部とシニアの部より構成する。但し、参加チーム次第で変更あり。

(参加資格)

第3条 参加費を納入しており、確実にリーグ戦を戦えるチームであること。

(選手登録)

第4条 選手資格を有する選手の登録人数は25名までとする。

- 2 シニアの部は35歳以上が登録可能。但し、3名までは35歳未満の選手登録を許可する。

(試合)

第7条 8人制リーグは次のとおり行う。

- (1) 1回総当たり方式で行う(参加チーム数によって変更あり)。
- (2) 出場選手は1チーム8名であり、GP1人、FP7人とする。チームには必ず監督を置き、選手を兼ねることができる。ベンチにはエントリー表記載の者しか入れない。
- (3) 試合時間は20分ゲームとする。ハーフタイムは5分とし、すべての試合に於いて延長は行わない。試合開始時に必ず8人揃っている事を条件とする。
- (4) 試合の審判は3人制を適用する。
- (5) 参加者の性別、出身地、国籍は問わない。
- (6) メンバー表は本部に2部提出すること。
- (7) 交代については、以下の通りとする。
 - ①交代予定者として、試合前のメンバー表に記載された選手でなければならない。
- (8) 退場については、以下に定めるものとする。
 - ①審判より退場を命じられた選手は、当該試合の次試合の出場を禁止する。。
 - ②審判より退場を命じられた選手は、速やかに退場するとともに定められたピッチ内からも退出しなければならない。

(9) 警告については、下記に定めるものとする。

①同試合での警告2回で、その試合は退場となり、次の試合は出場停止となる。

(10) 試合球は、日本協会発行の【サッカー競技規則】に記載の品質及び規格と同等品以上とする(5号球使用)。

(11) ピッチ及びゴールは少年用を使用する。

(順位の決定)

第8条 試合の勝ちチームには3点、引き分けには両チーム1点があたえられ、勝ち点の多い順に順位を決定する。

2 勝ち点の合計が同一の場合は、以下の順序による。

(1) 全試合のゴール・デファレンス (得点 - 失点)

(2) 総得点数の大小

(3) 当該チーム同士の対戦成績

(審判)

第9条 審判は全て帯同制とする。

2 黒色の審判着又はチームとは異なる色のビブス着用とする。

3 審判は、出場選手以外でも可能とする。

4 割当審判を行わないチームは棄権とみなす。

(罰則)

第10条 罰則が科せられる場合は、次のとおりとし、原因となったチームに科すものとする。

(1) 割り当てられた審判を怠る等、審判の要件を満たすことができなかった場合

(2) スポーツマンシップに反する行為のあった場合、チームの出場を停止することがある。

(申込方法)

第11条 大会参加申込書に必要事項を記入のうえ、所定の送付先へ送付すること。

2 大会参加費は所定の口座へ振り込むこと。

(その他)

第13条 黒以外1種類以上のユニフォームを用意すること。

2 試合中の飲料水は水のみとする。

3 大会中のケガについての責任は負わない。

4 会場は新潟聖籠スポーツセンター・アルビレッジを使用。

5 各コート最終試合の2チームはゴール移動をすること。

6 禁煙(市スポーツ施設の敷地内では車中も含め全面禁煙)。会場敷地内での飲酒禁止。

附 則

本要綱は、令和7年9月1日より施行する。